

122 明治14年7月25日 菊池長閑宛

明十四 七月廿五日 東京より
兼て御尋の義左に申上

太田時敏の番地 四谷簞笥町九十七番地

木下平四郎ハ 日本橋区浪花町五番地

守山金太郎 当時ハ義則と申し東多摩郡中野村住居

右ハ彼此取紛れ後ればせに相成御申訳無之恐入たる次第と存す

此段不悪思召被下たし

掛物表具の義ハ不案内故何と注文の仕方なく只立派に持たらハ
御意に中らすと雖遠からぬならんと存し左様申て木下ニ頼置た
シハ御聞置被下たし鍋とやら釜とやらハ波より同人に頼ませて
置たり何れも延引に相成たる段平に御許容被下たし

父君

武夫